

ひょうご子ども体験活動参加証交付要領

(目的)

第1条 公益財団法人兵庫県青少年本部（以下「青少年本部」という。）が承認した、ひょうご青少年社会貢献事業実施団体（以下、「実施団体」という。）が行う体験活動事業に子どもが参加した場合、ひょうご子ども体験活動参加証（以下、「参加証」という。）を交付することにより、子どもの社会貢献への意識を高めることを目的とする。

(承認基準)

第2条 参加証を交付する事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 青少年本部が承認した、実施団体が行う事業であること。
- (2) 子どもが地域や社会との結びつきを意識し、思いやりの心を育むことができる事業であること。

(交付対象範囲)

第3条 参加証を交付する子どもの範囲は、県内在学又は在住の中学生以下とする。

(参加証の交付)

第4条 青少年本部は体験活動事業に参加した子どもに対し、実施団体を通じて参加証を交付する。

(参加証の内容)

第5条 参加証の内容については別紙のとおりとする。

(参加証の交付手順、記入内容等)

第6条 実施団体は、参加証に予め次のことを記入する。

- (1) 発行年月日
- (2) 氏名
- (3) 最初の参加を証するサイン（印）と年月日

2 交付手順については、次のとおりとする。

- (1) 青少年本部は、実施団体の申告に基づき、参加証を実施団体に付与する。
- (2) 参加証の子どもへの交付等事務は、実施団体が行う。

- (3) 子どもが実施団体の行う事業に参加した場合には、実施団体が参加証にサイン（印）と年月日を記入する。

3 達成目標（ダイヤモンド・金・銀・銅）については、次のとおりとする。

- (1) 銅：5回分のサイン（印）が終了した時点で、「銅」の達成年月日を記入。
- (2) 銀：10回分のサイン（印）が終了した時点で、「銀」の達成年月日を記入。
- (3) 金：15回分のサイン（印）が終了した時点で、「金」の達成年月日を記入。
- (4) ダイヤモンド：20回分のサイン（印）が終了した時点で、「ダ」の達成年月日を記入。

4 ダイヤモンド達成者については、次のとおりとする。

- (1) 実施団体は、ダイヤモンド達成者について、ひょうご子ども体験活動ダイヤモンド達成賞発行申請書（様式第1号）を達成日より1か月以内に青少年本部へ提出する。
- (2) 達成者には、青少年本部からひょうご子ども体験活動ダイヤモンド達成賞（様式第4号）を発行する。
- (3) 希望者には青少年本部のホームページに「達成年月日」「氏名」「主な活動事業名」を掲載する。また、掲載期間は概ね1年間とする。

5 その他有効期限等については、次のとおりとする。

- (1) 参加証は一年限りのものではなく、本人が中学校を卒業するまで有効とする。
- (2) 子どもが参加証を紛失した場合は参加証を再交付する。
- (3) 異なる実施団体の体験活動事業に参加した場合にも参加証は有効とする。
- (4) 写真は、参加者が用意して添付することとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、参加証に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。